

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良県移住・就業・起業支援事業における黒滝村移住支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び黒滝村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領及び奈良県移住・就業・起業支援事業における黒滝村移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に黒滝村以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領及び奈良県移住・就業・起業支援事業における黒滝村移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に黒滝村以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 以下の事項の全てに該当します。
 - (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (2) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。